

別記

第一号様式（第二条関係）（令2法省国交令1・令2法省国交令2・一部改正）

（A 4）

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅建設瑕疵担保保証金の  
還付を受ける額についての技術的確認の申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6  
条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関  
する規則第2条第1項の規定により、

〔法第6条第2項第1号の債務名義〕

〔法第6条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第6条第1項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合  
意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第6条第1項の報酬返還請求権等  
として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額  
について確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額

注1 「公正証書等」とは、法第6条第2項第2号に規定する公正証書又は特定  
住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」  
という。）第7条に規定する私署証書をいう。

注2 本申請書には、法第6条第2項第1号の債務名義の謄本、同項第2号の公  
正証書の謄本又は施行規則第7条の私署証書を添付すること。